

大河原町役場庁舎空調設備等更新事業
公募型プロポーザル実施要領

令和7年1月

大河原町 政策企画課

-目次-

| | |
|--------------------|---|
| 1. 概要、目的等 | 1 |
| (1) 事業名 | 1 |
| (2) 目的 | 1 |
| (3) 事業方式 | 1 |
| (4) 事業期間 | 1 |
| (5) 業務費上限額 | 1 |
| (6) 業務内容 | 1 |
| 2. 参加資格 | 2 |
| 3. 全体スケジュール | 3 |
| 4. 配布資料 | 4 |
| (1) 配布方法 | 4 |
| (2) 配布資料 | 4 |
| 5. 参加意思表示 | 4 |
| (1) 提出書類 | 4 |
| (2) 受付期間 | 5 |
| (3) 提出方法 | 5 |
| (4) 提出先 | 5 |
| 6. 質問回答 | 5 |
| (1) 受付期間 | 5 |
| (2) 提出方法 | 5 |
| (3) 提出先 | 5 |
| (4) 質問回答日 | 5 |
| (4) 質問回答方法 | 6 |
| 7. 現地見学 | 6 |
| (1) 受付期間 | 6 |
| (2) 申込方法 | 6 |
| (3) 提出先 | 6 |
| (4) 日時 of 回答 | 6 |
| 8. 企画提案書 | 6 |
| (1) 提出書類 | 6 |
| (2) 提出部数 | 7 |
| (3) 受付期間 | 7 |
| (4) 提出先 | 7 |
| (5) 提出書類の取扱い | 7 |

| | |
|------------------------------|-----------|
| (6) 法令等の遵守 | 7 |
| (7) 失格事項 | 7 |
| (8) 辞退の方法 | 8 |
| 9. 審査及び審査項目 | 8 |
| (1) プロポーザル審査委員会 | 8 |
| (2) 参加資格審査（第一次審査） | 8 |
| (3) 企画提案書・プレゼンテーション審査（第二次審査） | 8 |
| (4) 契約候補者の選定 | 8 |
| 10. プレゼンテーション審査 | 9 |
| (1) 日時、場所 | 9 |
| (2) 進行 | 9 |
| (3) 出席者 | 9 |
| (4) 留意事項 | 9 |
| 11. 審査結果について | 11 |
| 12. 契約手続きについて | 11 |
| 13. その他 | 11 |
| (1) 費用負担について | 11 |
| (2) 情報公開について | 11 |
| (3) 参加辞退について | 11 |
| 14. 担当窓口 | 11 |
| 別紙現地見学について | 12 |

1. 概要、目的等

(1) 事業名

大河原町役場庁舎空調設備等更新事業

(2) 目的

大河原町役場庁舎の空調機は、設置から 28 年経過し、老朽化が著しく故障や不具合が多発し、一部機器については修繕不可能な状態となっている。また、換気設備についても故障等により稼働不可能であることから、一括発注方式を活用し全面改修を行うものである。

本事業にあたっては、庁舎の施設環境の改善を行うことで、町民サービス及び職場環境の向上を図るとともに、省エネ効果の高い空調設備等に更新することで、使用電力費や二酸化炭素排出量の削減による環境負荷低減を併せて実施するものである。

また、公募型プロポーザル方式により、提案の内容を基に民間ノウハウの活用を図ることで、空調設備等の更新に関する設計、施工、維持管理、その他業務を効率的かつ効果的に実施し、本町の財政負担を最小かつ平準化するとともに、短期間で本事業を実現することを目的とする。

(3) 事業方式

設計、施工及び維持管理まで含めた一括発注方式とする。

(4) 事業期間

工事期間：契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

事業期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日 ※10 年間

(5) 業務費上限額

総額：450,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。） ※10 年間

(6) 業務内容

本事業の業務内容は、以下のとおりである。

① 設計業務

(ア) 空調設備等の設計業務

(イ) その他付随業務

② 施工業務

(ア) 空調設備等の施工業務

(イ) その他付随業務

③ 維持管理業務

(ア) 空調設備等の維持管理業務

- (イ) その他付随業務
- ④ その他業務
- (ア) 統括管理業務
- (イ) その他付随業務

2. 参加資格

(1) 応募者

- ① 応募者は、本事業の仕様書に定める各種業務（設計、施工、維持管理等）を確実に実施できる体制を整備する単独企業（以下、「単独企業」という。）、または設計・施工、維持管理を実施する事業者等の構成員からなる事業グループ（以下、「グループ」という。）とすること。
- ② 応募者は、参加申請時に「グループ構成届」を提出し、グループの場合は、代表者（以下「グループ代表者」という。）、構成員及び設計、施工、維持管理を行う役割分担を明確にすること。
- ③ 単独企業及びグループ構成員は、複数のグループの構成員となることはできない。
- ④ 単独企業及びグループ代表者は、国（公庫及び公団を含む。）または他の地方公共団体の施設（以下「公共施設」という。）において同種・類似業務の実績（空調設備等更新）を2件以上有すること。
- ⑤ 単独企業及びグループ構成員のうち施工を担当する構成員は、経営事項審査（管工事）1,000点以上の企業であること。また、公共施設において同種・類似工事の実績（空調設備等の工事・リース等（工事に係る。））を有すること。
- ⑥ 応募者もしくは応募者グループ構成員各々は、令和7年1月1日において、宮城県内に事業所を有するものであること。

(2) 参加資格要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第各項に規定する入札制限に該当しないこと。
- ② 大河原町建設工事入札参加登録業者等指名停止等要領(平成27年町訓令第7号。)に基づく指名停止期間中でないこと。
- ③ 大河原町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置期間中でないこと。
- ④ 法人の役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。また、暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者がいないこと。
- ⑤ 大河原町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号から第3号に該当するものでないこと。

- ⑥ 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - (ア) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (イ) 自己、自社または第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (ウ) 暴力団または暴力団員に対して資金を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (エ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (オ) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑦ 前記④～⑥に該当する者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後または再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合を除く。）
- ⑨ 本業務を確実に実施できる体制を有していること。
- ⑩ 法人税、法人住民税及び消費税の滞納がないこと。
- ⑪ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

3. 全体スケジュール

| | |
|----------------------|---|
| (1) 公募開始 | 令和 7 年 1 月 20 日（月） |
| (2) 参加表明書受付期間 | 令和 7 年 1 月 20 日（月） ～令和 7 年 2 月 3 日（月） |
| (3) 質問受付期間 | 令和 7 年 1 月 20 日（月） ～令和 7 年 2 月 3 日（月） |
| (4) 現地見学 | 令和 7 年 1 月 20 日（月） ～令和 7 年 2 月 3 日（月） |
| (5) 参加資格審査結果通知 | 令和 7 年 2 月 7 日（金） |
| (6) 質問回答 | 令和 7 年 2 月 7 日（金） |
| (7) 企画提案書受付期間 | 令和 7 年 2 月 10 日（月） ～令和 7 年 2 月 20 日（木） |
| (8) 企画提案書類の審査 | 令和 7 年 2 月 20 日（木） ～令和 7 年 2 月 25 日（火） ※予定 |
| (9) プレゼンテーション審査 | 令和 7 年 2 月 26 日（水） ※予定 |
| (10) プレゼンテーション審査結果通知 | 令和 7 年 3 月 3 日（月） ※予定 |
| (11) 契約締結 | 令和 7 年 3 月中旬頃 ※予定 |

・「※予定」については、公告時点の予定であり、変更の可能性があるもの。契約締結日については、候補者と協議のうえ決定するものとする。

4. 配布資料

(1) 配布方法

- ① 大河原町ホームページ (<https://www.town.ogawara.miyagi.jp>) からダウンロードにより取得すること。なお、竣工図等の提供を希望する場合は、「14 担当窓口」に記載の連絡先に事前に電話連絡し、なお、e-mail にて送信先のアドレスを連絡すること。
- ② 政策企画課（管財係）窓口で配布（CD-R または DVD-R をご持参ください。）。

(2) 配布資料

- ① 実施要領
- ② 仕様書・特記仕様書
- ③ 竣工図一式
町保有の空調設備等の図面を配布する。
ただし、設置されている空調機器すべてが図示されていないため、現場を確認したうえでプロポーザルに参加すること。
- ④ 庁舎アスベスト含有調査報告書
- ⑤ 全熱交換機建屋内ダクト状況調査結果報告書
- ⑥ 既設冷媒配管利用可能調査業務完了報告書
- ⑦ 各種提出様式
- ⑧ 公募型プロポーザル評価項目及び評価基準

5. 参加意思表示

(1) 提出書類

次に掲げる書類を持参又は郵送にて提出すること。

- ① 参加表明書(様式 1)
- ② グループ構成届(様式 2)
- ③ 会社概要書(様式 3) ※記載事項網羅されていればパンフレット等代用可
- ④ 業務実績調書(様式 4)
- ⑤ 経営事項審査結果通知書(最新の写しとする)
※グループの場合は、施工を担当する構成員のみ。
- ⑥ 誓約書(様式 10) ※グループの場合：各社 1 枚

※以下の書類は、大河原町入札参加資格登録者は省略可とする。また、以下の書類は写しでも可とする。

- ⑦ 財務書類 貸借対照表・損益計算書（直前 1 年分）
- ⑧ 印鑑証明書
- ⑨ 納税証明書 国税（「様式その 3 の 3」）
- ⑩ 納税証明書 大河原町町税（大河原町税務課発行の「未納がないことの証明」）

※大河原町に支店・営業所等がある場合のみ必要

⑩ 登記事項証明証 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書

※注意事項

- ・証明書は、発行後3か月以内のものに限る。
- ・証明書以外は、A4用紙縦で提出すること。
- ・押印は、代表者印（印鑑登録印）を使用すること。
- ・各様式、書類が2枚以上になる場合は、右上部に応募者名とページ番号を（例：「〇〇会社 1/2」）と記載し、左上部をステープラーで留めること。
- ・グループの場合は、構成員全ての③④⑥～⑩の書類を提出すること。

(2) 受付期間

令和7年1月20日（月）～令和7年2月3日（月） 17時必着

(3) 提出方法

持参または郵送。郵送の場合は、電話で到達確認をすること（誤送により未着の場合には参加意思なしとみなす。）。

(4) 提出先

「14 担当窓口」に記載のとおり

6. 質問回答

仕様書、特記仕様書、竣工図及び本実施要領等の内容に不明な点がある場合は、質問書(様式5)を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年1月20日(月)～令和7年2月3日(月) 12時必着

※閉庁日(土曜・日曜日・祝日)の受付は行わない。

(2) 提出方法

持参または電子メール、FAXにより提出すること。電子メール、FAXは、電話で到達確認をすること(誤送信等により未着の場合は、回答を行わない。)

(3) 提出先

「14 担当窓口」に記載のとおり

(4) 質問回答日

令和7年2月7日(金)

(5) 質問回答方法

質問に対する回答は、質問書を提出した応募者(以下「質問者」とする。)に対し電子メールにて回答する。併せてホームページ上においても公表する。ただし、質問者の競争上の利益、地位を侵すおそれがあると判断した場合には、質問者のみに回答することがある。

7. 現地見学

本事業に応募しようとする事業者を対象に、現地見学を実施する。現地見学を希望される場合は、現地見学申込書(様式6)を調査希望日の2日前(12時必着)までに提出すること。

なお、手続き及び留意事項等の詳細は本実施要領の「別紙 現地見学会について」を確認すること。

(1) 受付期間

令和7年1月20日(月)から令和7年2月3日(月) 12時必着

※閉庁日(土曜日・日曜日・祝日)の受付は行わない。

(2) 申込方法

持参または電子メール、FAXにより提出すること。電子メール、FAXは、電話で到達確認をすること(誤送信等により未着の場合は、参加意思なしとみなす)。

(3) 提出先

「14 担当窓口」に記載のとおり

(4) 日時の回答

現地見学の詳細な日時等は決定次第、随時電子メールにて連絡。

8. 企画提案書

(1) 提出書類

次に掲げる書類を持参又は郵送にて提出すること。

なお、提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

① 企画提案書提出届(様式7)

② 企画提案書(任意様式：提案書A4、図面A3)

・最大15ページ

・機器選定根拠資料、機器表(既存設備との消費電力比較表)、省エネ試算結果(シミュレーション結果)、図面を含めること。

③ 価格提案書(様式8)

・価格については、全社プレゼンテーション終了後に審査を行うため、価格提案書は封

入のうえ、プレゼンテーション終了時に提出すること。

なお、封筒には、「事業名」及び「会社名」を必ず記載すること。

- (ア) 企画提案書は、1部ずつファイルに綴じること。(ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載すること。)
- (イ) 使用する文字の大きさは10ポイント以上とする。
- (ウ) カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- (エ) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- (オ) 日本語で作成したうえ、ページ番号を付する。

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部(副本は複写可) 計11部

(3) 受付期間

令和7年2月10日(月)～令和7年2月20日(木)17時必着(持参または郵送)

※閉庁日(土曜日・日曜日・祝日)の受付は行わない。

(4) 提出先

「14担当窓口」に記載のとおり

(5) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は返却しない。また、参加者に無断で本事業の選定以外に使用しない。
- ② 提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することがある。また、町が必要と認めた場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ③ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負うものとする。
- ④ 契約事業者は提案書の内容を確実に履行すること。契約事業者の責により提案書の内容を履行できない場合は発注者と協議し同等の対応を行うこと。なお、提案書の履行状況が悪質と認められる場合は契約を解除し損害賠償の請求を行うことがある。

(6) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、事業者に属することとする。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。

- ② 記載すべき事項の全部が記載されていないもの。
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ④ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- ⑤ 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ⑥ 予定金額の上限金額をこえるとき（月額（税抜）・総額（税抜）ともに）。
- ⑦ その他企画提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの実施要領に定める手続きによらなかったとき。
- ⑧ 事業者選定前までに、審査委員と本事業に関して接触を持ち又は持とうとした応募者は、失格とする。

(8) 辞退の方法

参加書類を提出した後に辞退するときは、辞退届(様式9)を郵送又は持参により提出すること。

9. 審査及び審査項目

(1) プロポーザル審査委員会

契約候補者の選定は、大河原町契約業者等選定委員会(以下「審査委員会」とする。)において行う。審査員は7名とする。

(2) 参加資格審査(第一次審査)

事務局は提出された「6 参加意思表示明」記載書類を確認し、参加資格要件を有しているか審査する。

(3) 企画提案書・プレゼンテーション審査(第二次審査)

- ① 参加資格審査を通過した参加者は、企画提案書、プレゼンテーション審査を行う。
- ② 審査委員会は、提出された企画提案書、プレゼンテーション及びそれに関する質疑内容等について審査項目に基づき評価を行う。

(4) 契約候補者の選定

- ① 企画提案書・プレゼンテーション審査により、業務遂行能力、業務計画内容、価格等を総合的に評価し、評価点がもっとも高い事業者を優先交渉権者として選定する。併せて次点となった事業者を次点交渉権者として選定する。
- ② 評価点が同点となった場合は、提案価格が安価な金額を提示した参加事業者を上位とする。
- ③ 評価点が満点の6割に満たない場合、提案内容のいかにかわらず失格とする。

10. プレゼンテーション審査

(1) 日時、場所

日時：令和7年2月26日(水)（予定）

場所：大河原町役場 2階 第1会議室

上記日時、場所は、予定であり変更となる可能性がある。

なお、確定した日時、場所については、参加資格審査を通過した参加者に個別に通知する。

(2) 進行

企画提案書に基づく参加者からの説明（30分以内）を行った後、質疑応答（10分以内）を行う。プレゼンテーション全体の時間は、各グループ40分程度とする。

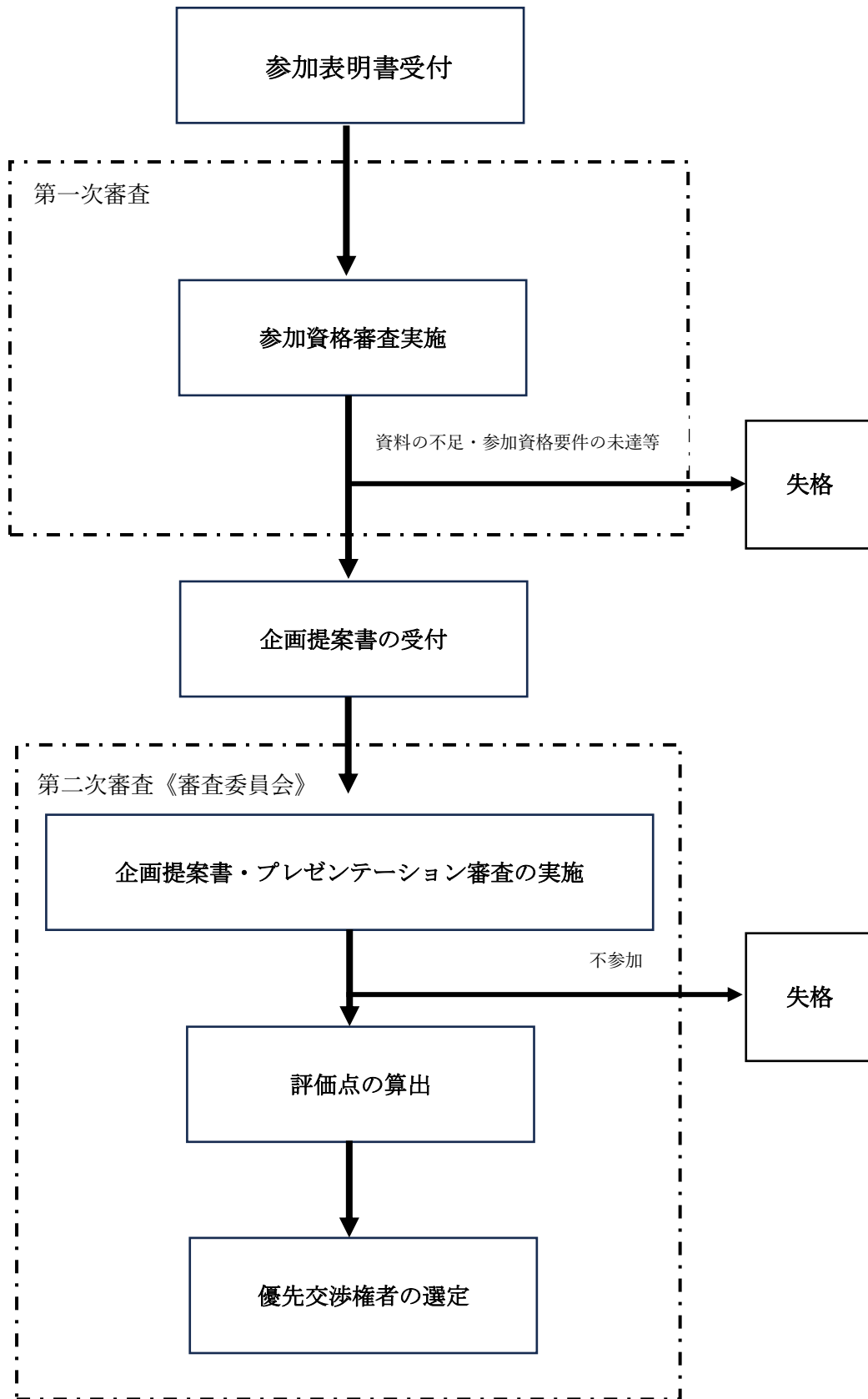
(3) 出席者

- ① 統括責任者となる予定の者は、必ず出席すること。
- ② 設計、施工、維持管理の責任者となる予定の者についても、原則として出席すること。

(4) 留意事項

- ① プレゼンテーション当日の参加人数は各グループ8名以内とする。
- ② 説明にあたっては、事前に提出した企画提案書により行うこと。
- ③ プレゼンテーションの説明において、提案内容の価格増減に寄与する説明は可とするが、具体的な金額の説明は行わないこと。
- ④ パソコン等の機材は、参加者にて用意すること。町ではスクリーン・プロジェクターを用意する。
- ⑤ 参加時に提出した企画提案書の修正は認めない。
- ⑥ 価格提案書（様式8）は、プレゼンテーション終了後、封入のうえ提出すること。
- ⑦ 実施中における他の参加者の情報は一切提供しない。
- ⑧ プレゼンテーション審査を欠席した場合は、失格とする。

※優先交渉権者選定までの流れは、次のとおりである。



11. 審査結果について

参加資格審査、企画提案書・プレゼンテーション審査とも審査結果を、決定後速やかに文書で通知する。また、企画提案書・プレゼンテーション審査後、ホームページ上にて審査結果を公表する。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。

12. 契約手続きについて

- (1) 優先交渉権者となった応募者は、速やかに本町と随意契約に向けた交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者との交渉が不調に帰した場合は、次点交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う。
- (3) 優先交渉権者（優先交渉権者との交渉が不調に帰した場合の次点交渉権者を含む。）との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約の相手方として決定し、契約締結を行う。

13. その他

(1) 費用負担について

提出書類等の作成及び書類・プレゼンテーション審査に際して必要となる費用は、企画提案書等の提出者の負担とする。

(2) 情報公開について

提出書類については、大河原町情報公開条例（平成13年条例第5号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は原則として公開する。ただし、提案事業者の競争上の地位、利益を害すると認められる情報については、非公開とする場合がある。

(3) 参加辞退について

プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはない。

14. 担当窓口

担当課：大河原町役場 政策企画課

担 当：管財係 関谷・鈴木

住 所：〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南 19 番地

電 話：0 2 2 4 - 5 3 - 2 1 1 2 (内線：2 2 1)

E-mail : kanzai@town.ogawara.miyagi.jp

別紙 現地見学について

(1) 対象施設

大河原町役場庁舎

(2) 実施要領

① 期間：令和7年1月20日（月）から2月3日（月）まで ※予定
※見学が複数日にわたることも可とする。

② 見学方法

- ・町が指定した対象施設及び日時以外現地見学はできない。
- ・現地見学はプロポーザル参加グループごと実施すること。
- ・施設周りなど屋外は自由に見学できるが、利用者に配慮すること。
- ・指定した時間の5分前に役場庁舎2階政策企画課に集合すること。
- ・職員の指示に従うこと。

③ 見学対象

- ・空調機器を設置する各部屋、廊下、施設外周り、分電盤、受変電設備等

(3) 現地見学の申込

- ・現地見学申込書（様式6）を、持参または電子メール、FAXにより「14担当窓口」に提出すること。電子メール、FAXは、電話で到達確認をすること。
- ・申込はプロポーザル参加グループごとに代表者が行うこと。
- ・申込期間は、令和7年1月20日（月）から令和7年2月3日（月）12時までとする。
- ・参加者は5名以内とする。
- ・現地見学の詳細な日時等は決定次第、随時電子メールにて連絡する。

(4) 留意事項

- ・町役場業務等に支障のないように実施してください。
- ・資料等、現地調査に必要なものは各自準備してください。
- ・カメラ等による撮影は可能ですが、施設利用者が特定されないようにしてください。特に1階などの来庁者が多い場所では、職員の指示に従い来庁者等に不快や疑念をもたれないような行動をすること。
- ・現地見学時には、本事業に関する質問への回答はできません。
- ・写真や知り得た情報は、本業務以外で使用しないこと。また外部へ提供しないこと。
- ・緊急時は下記に連絡し、速やかに対応をとること。

連絡先：大河原町政策企画課管財係 電話：0224-53-2112（直通）